

令和 7 年 2 月 5 日
保 健 福 祉 政 策 部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方にに基づき、料金改定を行う。また、運動指導室の使用時間の区分について、別途規則で定める旨、規定する改正を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布
	4 月	施行（使用時間の区分に係る改正）
	8 月	施行（施設使用料等の見直しに係る改定）
	1 0 月	改定後料金適用開始

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条の規定による改正）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 (設置) 第1条 区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。 (休所日及び開所時間) 第2条 保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。 (事業) 第3条 保健センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 (設置) 第1条 区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。 (休所日及び開所時間) 第2条 保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。 (事業) 第3条 保健センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次

改正後	改正前
に掲げる事業を行う。 (1) 健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 (2) 疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 (3) 健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 (4) 障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 (5) 保健センターの施設を利用に供すること。 （運動指導室を使用することができる者の範囲） 第3条の2 保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものを使用することができる。 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第7条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。 <u>（運動指導室の使用時間の区分）</u> <u>第3条の2の2 運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。</u> （運動指導室の使用の手続等） 第3条の3 運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。	に掲げる事業を行う。 (1) 健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 (2) 疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 (3) 健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 (4) 障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 (5) 保健センターの施設を利用に供すること。 （運動指導室を使用することができる者の範囲） 第3条の2 保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものを使用することができる。 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第7条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。 （運動指導室の使用の手続等） 第3条の3 運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。

改正後	改正前
(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 3 指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 (2) 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 （運動指導室の使用の条件） 第3条の4 指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （運動指導室の使用の承認の取消し等） 第3条の5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。	(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 3 指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 (2) 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 （運動指導室の使用の条件） 第3条の4 指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （運動指導室の使用の承認の取消し等） 第3条の5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第4条 保健センターを利用する者は、<u>別表</u>に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 運動指導室を使用する者は、<u>第3条の2の2の運動指導室の使用時間の区分の時間数に900円を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) 第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付) 第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (運動指導室の変更禁止等) 第6条の2 運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (運動指導室の使用権の譲渡等の禁止) 第6条の3 運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (運動指導室の原状回復の義務) 第6条の4 運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。 (損害賠償) 第6条の5 保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限等)	(使用料の納付) 第4条 保健センターを利用する者は、<u>別表第1</u>に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 運動指導室を使用する者は、<u>別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) 第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付) 第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (運動指導室の変更禁止等) 第6条の2 運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (運動指導室の使用権の譲渡等の禁止) 第6条の3 運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (運動指導室の原状回復の義務) 第6条の4 運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。 (損害賠償) 第6条の5 保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限等)

改正後	改正前
第6条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保健センターの利用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理) 第7条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第8条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、	第6条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保健センターの利用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理) 第7条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第8条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、

改正後	改正前
議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条各号に規定する事業に関する業務 (2) 保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。 付 則（昭和56年12月1日条例第52号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第17号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 付 則（平成2年6月20日条例第34号） この条例は、平成2年8月1日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年3月12日条例第22号） 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条各号に規定する事業に関する業務 (2) 保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。 付 則（昭和56年12月1日条例第52号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第17号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 付 則（平成2年6月20日条例第34号） この条例は、平成2年8月1日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年3月12日条例第22号） 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）	平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）

改正後		改正前																																			
この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。 <u>別表</u>（第4条関係）		この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。 <u>別表第1</u>（第4条関係）																																			
<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 健康度測定料</td><td>1回につき 5,000円</td></tr><tr><td>2 健康度再測定料</td><td>1回につき 3,500円</td></tr><tr><td>3 運動負荷測定料</td><td>1回につき 2,000円</td></tr><tr><td>4 健康増進指導料</td><td>1回につき 400円</td></tr><tr><td>5 胃がん検診（エックス線検査）受診料</td><td>1回につき 1,000円</td></tr><tr><td>6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料</td><td>1回につき 1,500円</td></tr><tr><td>7 大腸がん検診受診料</td><td>1回につき 200円</td></tr><tr><td>8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）</td><td>1回につき 1,000円</td></tr></table>	種別	金額	1 健康度測定料	1回につき 5,000円	2 健康度再測定料	1回につき 3,500円	3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円	4 健康増進指導料	1回につき 400円	5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円	6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円	7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円	8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円	<table><tr><th>種別</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 健康度測定料</td><td>1回につき 5,000円</td></tr><tr><td>2 健康度再測定料</td><td>1回につき 3,500円</td></tr><tr><td>3 運動負荷測定料</td><td>1回につき 2,000円</td></tr><tr><td>4 健康増進指導料</td><td>1回につき 400円</td></tr><tr><td>5 胃がん検診（エックス線検査）受診料</td><td>1回につき 1,000円</td></tr><tr><td>6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料</td><td>1回につき 1,500円</td></tr><tr><td>7 大腸がん検診受診料</td><td>1回につき 200円</td></tr><tr><td>8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）</td><td>1回につき 1,000円</td></tr></table>	種別	金額	1 健康度測定料	1回につき 5,000円	2 健康度再測定料	1回につき 3,500円	3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円	4 健康増進指導料	1回につき 400円	5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円	6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円	7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円	8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円
種別	金額																																				
1 健康度測定料	1回につき 5,000円																																				
2 健康度再測定料	1回につき 3,500円																																				
3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円																																				
4 健康増進指導料	1回につき 400円																																				
5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円																																				
6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円																																				
7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円																																				
8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円																																				
種別	金額																																				
1 健康度測定料	1回につき 5,000円																																				
2 健康度再測定料	1回につき 3,500円																																				
3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円																																				
4 健康増進指導料	1回につき 400円																																				
5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円																																				
6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円																																				
7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円																																				
8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円																																				
		<u>別表第2</u>（第4条関係） <table><tr><th>区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th></tr><tr><td rowspan="2">施設</td><td>午前9時から</td><td>午後1時から</td><td>午後6時から</td></tr><tr><td>正午まで</td><td>午後5時まで</td><td>午後9時まで</td></tr></table>		区分	午前	午後	夜間	施設	午前9時から	午後1時から	午後6時から	正午まで	午後5時まで	午後9時まで																							
区分	午前	午後	夜間																																		
施設	午前9時から	午後1時から	午後6時から																																		
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで																																		

改正後	改正前			
	<u>運動指導室</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,600円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>備考</u> <u>1 2以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。</u> <u>2 この表に定める使用時間の区分のほか、運動指導室の使用に支障がないと指定管理者が認めるときは、午前9時から午後9時までの間において、1時間を単位として使用することができる。この場合において、使用料の額は、1時間当たり900円とする。</u>			

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条の規定による改正）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 (設置) 第1条 区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。 (休所日及び開所時間) 第2条 保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。 (事業) 第3条 保健センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 (設置) 第1条 区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。 (休所日及び開所時間) 第2条 保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。 (事業) 第3条 保健センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次

改正後	改正前
に掲げる事業を行う。 (1) 健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 (2) 疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 (3) 健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 (4) 障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 (5) 保健センターの施設を利用に供すること。 （運動指導室を使用することができる者の範囲） 第3条の2 保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものを使用することができる。 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第7条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。 （運動指導室の使用時間の区分） 第3条の2の2 運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。 （運動指導室の使用の手続等） 第3条の3 運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。	に掲げる事業を行う。 (1) 健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 (2) 疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 (3) 健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 (4) 障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 (5) 保健センターの施設を利用に供すること。 （運動指導室を使用することができる者の範囲） 第3条の2 保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものを使用することができる。 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第7条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。 （運動指導室の使用時間の区分） 第3条の2の2 運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。 （運動指導室の使用の手続等） 第3条の3 運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。

改正後	改正前
(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 3 指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 (2) 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 （運動指導室の使用の条件） 第3条の4 指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （運動指導室の使用の承認の取消し等） 第3条の5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。	(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 3 指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 (2) 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 （運動指導室の使用の条件） 第3条の4 指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （運動指導室の使用の承認の取消し等） 第3条の5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第4条 保健センターを利用する者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 運動指導室を使用する者は、第3条の2の2の運動指導室の使用時間の区分の時間数に<u>1,170円</u>を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付) 第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (運動指導室の変更禁止等) 第6条の2 運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (運動指導室の使用権の譲渡等の禁止) 第6条の3 運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (運動指導室の原状回復の義務) 第6条の4 運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。 (損害賠償) 第6条の5 保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限等)	(使用料の納付) 第4条 保健センターを利用する者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 運動指導室を使用する者は、第3条の2の2の運動指導室の使用時間の区分の時間数に<u>900円</u>を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付) 第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (運動指導室の変更禁止等) 第6条の2 運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (運動指導室の使用権の譲渡等の禁止) 第6条の3 運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (運動指導室の原状回復の義務) 第6条の4 運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。 (損害賠償) 第6条の5 保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限等)

改正後	改正前
第6条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保健センターの利用を禁止することができる。	第6条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保健センターの利用を禁止することができる。
(1) 他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。	(1) 他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
2 保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)	2 保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)
第7条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)	第7条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)
第8条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第8条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
(1) 保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。	(1) 保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
(2) 保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。	(2) 保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。
(3) 保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	(3) 保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、	4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、

改正後	改正前
議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条各号に規定する事業に関する業務 (2) 保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。 付 則（昭和56年12月1日条例第52号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第17号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 付 則（平成2年6月20日条例第34号） この条例は、平成2年8月1日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年3月12日条例第22号） 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第3条各号に規定する事業に関する業務 (2) 保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。 付 則（昭和56年12月1日条例第52号） この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第17号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 付 則（平成2年6月20日条例第34号） この条例は、平成2年8月1日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年3月12日条例第22号） 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）	平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）

改正後	改正前																																				
この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。 別表（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 健康度測定料</td><td>1回につき 5,000円</td></tr> <tr> <td>2 健康度再測定料</td><td>1回につき 3,500円</td></tr> <tr> <td>3 運動負荷測定料</td><td>1回につき 2,000円</td></tr> <tr> <td>4 健康増進指導料</td><td>1回につき 400円</td></tr> <tr> <td>5 胃がん検診（エックス線検査）受診料</td><td>1回につき 1,000円</td></tr> <tr> <td>6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料</td><td>1回につき 1,500円</td></tr> <tr> <td>7 大腸がん検診受診料</td><td>1回につき 200円</td></tr> <tr> <td>8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）</td><td>1回につき 1,000円</td></tr> </tbody> </table>	種別	金額	1 健康度測定料	1回につき 5,000円	2 健康度再測定料	1回につき 3,500円	3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円	4 健康増進指導料	1回につき 400円	5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円	6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円	7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円	8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円	この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。 別表（第4条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 健康度測定料</td><td>1回につき 5,000円</td></tr> <tr> <td>2 健康度再測定料</td><td>1回につき 3,500円</td></tr> <tr> <td>3 運動負荷測定料</td><td>1回につき 2,000円</td></tr> <tr> <td>4 健康増進指導料</td><td>1回につき 400円</td></tr> <tr> <td>5 胃がん検診（エックス線検査）受診料</td><td>1回につき 1,000円</td></tr> <tr> <td>6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料</td><td>1回につき 1,500円</td></tr> <tr> <td>7 大腸がん検診受診料</td><td>1回につき 200円</td></tr> <tr> <td>8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）</td><td>1回につき 1,000円</td></tr> </tbody> </table>	種別	金額	1 健康度測定料	1回につき 5,000円	2 健康度再測定料	1回につき 3,500円	3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円	4 健康増進指導料	1回につき 400円	5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円	6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円	7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円	8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円
種別	金額																																				
1 健康度測定料	1回につき 5,000円																																				
2 健康度再測定料	1回につき 3,500円																																				
3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円																																				
4 健康増進指導料	1回につき 400円																																				
5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円																																				
6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円																																				
7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円																																				
8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円																																				
種別	金額																																				
1 健康度測定料	1回につき 5,000円																																				
2 健康度再測定料	1回につき 3,500円																																				
3 運動負荷測定料	1回につき 2,000円																																				
4 健康増進指導料	1回につき 400円																																				
5 胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき 1,000円																																				
6 胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき 1,500円																																				
7 大腸がん検診受診料	1回につき 200円																																				
8 乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき 1,000円																																				

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 付 則（昭和56年12月 1 日条例第52号） この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和61年 3 月29日条例第17号） この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成 2 年 6 月20日条例第34号） この条例は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成 5 年 3 月12日条例第22号） 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月 1 日条例第56号 改正 昭和56年12月 1 日条例第52号 昭和61年 3 月29日条例第17号 平成 2 年 6 月20日条例第34号 平成 5 年 3 月12日条例第22号 平成12年 3 月13日条例第39号 平成17年 9 月29日条例第55号 平成21年12月 8 日条例第49号 平成23年 3 月 8 日条例第13号 平成26年 3 月 7 日条例第 9 号 平成29年 6 月26日条例第31号 平成29年12月 8 日条例第60号 平成30年10月 1 日条例第59号 世田谷区立保健センター条例 付 則（昭和56年12月 1 日条例第52号） この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。 付 則（昭和61年 3 月29日条例第17号） この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 付 則（平成 2 年 6 月20日条例第34号） この条例は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成 5 年 3 月12日条例第22号） 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）	平成5年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成12年3月13日条例第39号） この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年9月29日条例第55号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第6条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第8条第4項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第8条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成21年12月8日条例第49号） この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月8日条例第13号）

改正後	改正前
この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この条例中第1条及び次項の規定は令和7年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年8月1日から施行する。</u> <u>2 第1条の規定による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u> <u>3 第2条の規定による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	この条例は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成26年3月7日条例第9号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年3月規則第33号で、同26年5月7日から施行） 附 則（平成29年6月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年8月規則第64号で、同29年10月1日から施行） 附 則（平成29年12月8日条例第60号） この条例は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（平成30年10月1日条例第59号） この条例は、平成32年4月1日から施行する。